

「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）補助金」 受領の申請手順

STEP 1 全体設計承認申請書の提出

- ① 複数年度にわたる事業の場合、採択後、交付申請前に協議会を経由し、全体設計承認申請書を国土交通省へ提出し、年度別事業計画の承認を受けていただきます。
- ② 工程表及び補助対象工事（掛かり増し費用相当額）をあらかじめ明確にする必要がありますので、全体設計承認申請書と併せて提出してください。
- ③ 提出期限は 事業の着手（契約締結）前 かつ 採択通知日より 30 日以内です。

STEP 2 交付申請書の提出

- ① 交付申請書の受付は、採択日以降随時行います。
- ② 交付申請書は補助対象工事（掛かり増し費用相当額）の着手までに提出してください。
※補助対象工事の着手は原則交付決定後となります。
- ③ 最終提出期限は 令和 4 年12月16日（不備のない状態で必着）です。
※上記の提出期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。
- ④ 交付申請図書の審査が終わりますと、【交付決定通知書】が発行されます。
- ⑤ 【交付決定通知書】を受理後、完了実績報告書に添付する物件の写真の準備をしてください。併せて、「完了実績報告書に添付する物件の写真について」もお読みください。
→【交付申請図書の作成要領】を御確認下さい。

STEP 3-1 現地検査の手続き

- ① 工程表より検査日を想定し、連絡します。
- ② 協議会からの連絡後、現地検査の希望日時をご連絡ください。
- ③ 協議会より送付する現地検査チェックシートを作成し、検査当日の 1 週間前までに協議会へ送付してください。
- ④ 現地検査チェックシートの内容に沿って検査を行います。

STEP 3-2 完了実績報告書の提出

- ① 事業完了後、完了実績報告書を作成し提出してください。
- ② 最終提出期限は 令和5年2月1日（不備のない状態で必着）です。
※上記の提出期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。
→【完了実績報告書の作成要領】をご確認下さい。
- ③ 完了実績報告書の審査が終わりますと、【額の確定通知】が発行されます。

STEP 4 請求書の提出

- ① 【額の確定通知】の発行後、請求書を作成し、すみやかに協議会へ提出して下さい。
- ② 請求書の確認をもって、補助金が協議会より建築主へ 令和5年3月（予定）に登録した口座に振り込まれます。
- ③ 補助事業完了です。

STEP 5 補助事業完了後について

- ① アンケート調査票（入居者用・生産者用）にご協力いただきます。
回収時期は、入居1年後 となります。
- ② 事業完了後原則1年間、住宅全体のエネルギー使用量を報告していただきます。
- ③ 当該事業の取り組みに関する調査・評価のために、温湿度測定 および 事例集に伴うヒアリングにご協力いただきます。
測定期間は事業完了後、1年間とします。